

令和2年第5回定例会

江東区教育委員会会議録

令和2年5月29日（金）

江東区教育委員会

令和2年第5回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和2年5月29日（金）午後1時00分
- 2 閉会年月日 令和2年5月29日（金）午後2時23分
- 3 開会場所 江東区教育センター（大研修室）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、橋本俊雄（教育長職務代理者）、
進藤孝、眞貝裕利子、鈴木清人
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、
池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、大町学務課長、
伊藤指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
堀越教育支援課長（教育センター所長兼務）、河野地域教育課長、
栗原江東図書館長、佐久間主任指導主事
- 6 議題
 - 日程第1 議案第26号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起
について
 - 日程第2 議案第27号 江東区立第二大島中学校改築工事請負契約
 - 日程第3 議案第28号 江東区立第二大島中学校改築電気設備工事請負契約
 - 日程第4 議案第29号 江東区立第二大島中学校改築機械設備工事請負契約
 - 日程第5 議案第30号 江東区立第二亀戸小学校校舎増築その他改修工事請負契約
 - 日程第6 議案第31号 江東区立第二亀戸小学校校舎増築その他電気設備改修工事
請負契約
 - 日程第7 議案第32号 江東区立第二亀戸小学校校舎増築その他機械設備改修工事
請負契約
 - 日程第8 議案第33号 江東区立南砂中学校校舎その他改修工事請負契約
 - 日程第9 議案第34号 江東区立南砂中学校校舎その他電気設備改修工事請負契約
 - 日程第10 議案第35号 江東区立南砂中学校校舎その他機械設備改修工事請負契約
 - 日程第11 議案第36号 議決を得た契約の契約変更について（江東区立東川小学校
校舎増築その他改修工事）
 - 日程第12 議案第37号 江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規
則
- 7 報告事項
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について
 - (2) 江東区私債権の管理に関する条例に基づき放棄した債権の報告について
 - (3) 第2期教育推進プラン・江東の策定について

- (4) 改築・大規模改修工事期間中の学校等移転先について
- (5) 新型コロナウイルス感染症に伴う工事への影響について
- (6) 令和元年度学校給食における放射性物質検査結果について
- (7) 江東区地域学校協働本部事業について
- (8) 江東きつずクラブの指定管理者の選定について
- (9) いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果について
- (10) 学校施設の収容対策について

8 協議事項

- (1) 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表について
- (2) 通学区域の新設について

9 審議概要

本多教育長 それではただいまより、令和2年第5回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

 本日の会議録署名委員を御指名いたします。進藤委員、眞貝委員にお願いいたします。

 それでは、審議に入ります。

 日程第1、議案第26号、江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起についてを議題といたします。

 本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第26号、江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について。

 上記の議案を提出する。

 令和2年5月29日、提出者、江東区教育委員会。

 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

池田庶務課長 それでは、私から本議案につきまして御説明します。資料1を御覧ください。それでは、江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について御説明いたします。

 最初に江東区奨学資金貸付金についてでございますが、この制度は生計上の理由で高等学校などへの就学が困難な江東区在住の生徒に対して奨学資金を貸し付けるもので、昭和33年度制度発足以来、これまで3,692人に対し、総額17億8,914万8,000円貸しており、そのうち令和2年3月末現在の滞納件数は75件、滞納金額は2,590万1,000円となっています。

 次に、弁護士事務所への委託につきましては、これまで平成27年4

月施行の江東区私債権の管理に関する条例に基づき、滞納案件の適切な処理のため、弁護士事務所に委託を開始したところでございます。

まず、(1)の委託実績です。平成27年度から令和元年度までの実績として、合計219件のうち、完納が91件、分納合意が66件と、合計157件回収しております。

一方で未回収案件は62件で、そのうち債権を放棄したものが30件、その他継続案件が32件となっております。

次に、返還請求に関する民事訴訟の提起についてです。まず(1)として、訴訟提起予定債権件数は9件です。こちらの表を御覧ください。網かけ部分の一番下、訴訟物の価額の合計は446万5,800円です。いずれも長年にわたり滞納状況を回収できず、そのため弁護士事務所に回収の委託をし、期日を指定して、滞納額を支払うよう督促状を送付してきたところですが、この督促に対して連絡がなく、あるいは一部返還の連絡がなく、支払いがなされておりました。

2ページ目を御覧ください。訴訟提起を行うメリットといたしましては、和解となり、返還に至る可能性が高くなります。平成30年度の実績としては、8件訴訟提起いたしました。そのうち7件が完納または分納に至っております。また返済資力に欠けるなど、経済状況が明らかになれば、分納や返還猶予などの措置が取れる可能性もあります。

最後にスケジュールでございます。本件を御決定いただいた後、6月30日、区議会定例会にて御議決いただければ、7月1日以降、訴えの提起をし、判決に基づき債務名義を取得する予定です。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第2、議案第27号、江東区立第二大島中学校改築工事請負契約、日程第3、議案第28号、江東区立第二大島中学校改築電気設備工事請負契約、日程第4、議案第29号、江東区立第二大島中学校改築機械設備工事請負契約は、いずれも第二大島中学校改築に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第27号、江東区立第二大島中学校改築工事請負契約、議案第2

8号、江東区立第二大島中学校改築電気設備工事請負契約及び議案第29号、江東区立第二大島中学校改築機械設備工事請負契約。

上記の議案を提出する。

令和2年5月29日、提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

半田学校施設課長 それでは、議案第27号について御説明いたします。

この工事は、既存校舎の老朽化に伴い良好な学習環境を確保することを目的として、校舎及び屋内運動場を含め、全面改築を行うものでございます。

まず、建築工事に関しましては5月14日に一般競争入札が行われ、記載のとおり、関東・塚本・テッケン建設共同企業体が34億6,269万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。

資料2に入札の結果を添付しておりますが、落札率は97.2%でございます。

続きまして、議案第28号について御説明いたします。

本工事は、議案第27号に伴う電気設備工事です。5月26日に一般競争入札が行われ、記載のとおり、新和・カタヤマ建設共同企業体が3億650万6,200円で落札し、仮契約を結んだところでございます。

資料3に入札の結果を添付しておりますが、落札率は91.0%になります。

続きまして、議案第29号について御説明いたします。

本工事は、議案第27号に伴う機械設備工事です。5月15日に一般競争入札が行われ、記載のとおり、櫻井・東冷建設共同企業体が4億8,730万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。

資料4に入札の結果を添付しておりますが、落札率は97.6%でございます。

いずれの議案とも第2回区議会定例会の議決を受け、本契約の締結となります。また、工期末につきましては令和4年6月30日まででございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上御可決くださいますようお願い申し上げます。

本多教育長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 それでは、お諮りいたします。日程第2、日程第3及び日程第4について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第5、議案第30号、江東区立第二亀戸小学校校舎増築その他改修工事請負契約、日程第6、議案第31号、江東区立第二亀戸小学校校舎増築その他電気設備改修工事請負契約、日程第7、議案第32号、江東区立第二亀戸小学校校舎増築その他機械設備改修工事請負契約は、いずれも第二亀戸小学校校舎増築に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第30号、江東区立第二亀戸小学校校舎増築その他改修工事請負契約、議案第31号、江東区立第二亀戸小学校校舎増築その他電気設備改修工事請負契約及び議案第32号、江東区立第二亀戸小学校校舎増築その他機械設備改修工事請負契約。

上記の議案を提出する。

令和2年5月29日、提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

半田学校施設課長 それでは、議案第30号について御説明いたします。

この工事は、収容対策に伴う教室の確保を目的とする校舎の増築を行うものでございます。

まず、建築工事に関しましては5月15日に一般競争入札が行われ、記載のとおり、前田・大末・丸三建設共同企業体が17億5,884万5,000円で落札し、仮契約を結んだところでございます。

資料5に入札の結果を添付しておりますが、落札率は92.6%でございます。

続きまして、議案第31号について御説明します。

本工事は、議案第30号に伴う電気設備工事です。5月19日に一般競争入札が行われ、記載のとおり、ヤマト・電交舎建設共同企業体が2億29万5,700円で落札し、仮契約を結んだところであります。

資料6に入札の結果を添付しておりますが、落札率は91.6%です。続きまして、議案第32号について御説明いたします。

本工事は、議案第30号に伴う機械設備工事です。5月19日に一般競争入札が行われ、記載のとおり、八洲・明豊建設共同企業体が2億889万円で落札し、仮契約を結んだところであります。

資料7に入札の結果を添付しておりますが、落札率は98.3%です。

いずれの議案とも第2回区議会定例会の議決を受けて本契約の締結となります。また、工期末につきましては令和4年2月28日まででございます。

説明は以上です。よろしく御審議の上御可決くださいますようお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 お諮りいたします。日程第5、日程第6及び日程第7について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第8、議案第33号、江東区立南砂中学校校舎その他改修工事請負契約、日程第9、議案第34号、江東区立南砂中学校校舎その他電気設備改修工事請負契約、日程第10、議案第35号、江東区立南砂中学校校舎その他機械設備改修工事請負契約は、いずれも南砂中学校校舎改修に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第33号、江東区立南砂中学校校舎その他改修工事請負契約、議案第34号、江東区立南砂中学校校舎その他電気設備改修工事請負契約及び議案第35号、江東区立南砂中学校校舎その他機械設備改修工事請負契約。

上記の議案を提出する。

令和2年5月29日、提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

半田学校施設課長 それでは、議案第33号について御説明します。

この工事は、既存校舎の老朽化に伴い良好な学習環境を確保することを目的として、校舎や屋内運動場を含め、大規模改修を行うものでございます。

まず、建築工事に関しましては5月14日に一般競争入札が行われ、記載のとおり、巴・新日本・丸三建設共同企業体が9億9,330万円で落札し、仮契約を結んだところであります。

資料8に入札の結果を添付しておりますが、落札率は92.7%でございます。

続きまして、議案第34号について御説明いたします。

本工事は、議案第33号に伴う電気設備工事です。5月15日に一般競争入札が行われ、記載のとおり、昭電・岡川建設共同企業体が2億8,142万8,400円で落札し、仮契約を結んだところであります。

資料9に入札の結果を添付しておりますが、落札率は92.1%になります。

続きまして、議案第35号について御説明いたします。

本工事は、議案第33号に伴う機械設備工事です。5月15日に一般競争入札が行われ、記載のとおり、田畑・協和建設共同企業体が3億4,705万円で落札し、仮契約を結んだところであります。

資料10に入札の結果を添付しておりますが、落札率は98.8%です。

いずれの議案も第2回区議会定例会の議決を受け、本契約の締結となります。また、工期末につきましては令和3年6月30日まででございます。

説明は以上です。よろしく御審議の上御可決くださいますようお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 お諮りいたします。日程第8、日程第9及び日程第10について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第11、議案第36号、議決を得た契約の契約変更について(江東区立東川小学校校舎増築その他改修工事)を議題といたします。本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第36号、議決を得た契約の契約変更について。

上記の議案を提出する。

令和2年5月29日、提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

半田学校施設課長 それでは、議案第36号について御説明します。

変更理由は、令和元年第2回区議会定例会で議決を受け、工事着手後、想定外の地中障害物の存在が判明したため、新たな追加工事が必要になりました。そうしたことから、これらの追加工事に係る費用についての増額変更を行うものでございます。

変更内容ですが、契約金額6億2,560万3,000円に対し、変更後の金額は6億4,523万8,000円で、差額は1,963万5,000円です。

工事変更概要ですが、追加項目としては、第1次から第4次までの工程を要する地中障害物撤去工事で、コンクリートがらや瓦礫などの産業廃棄物の量は約217立方メートルとなります。

契約の相手方は入沢・野村建設共同企業体です。

工期は令和元年7月1日から令和3年2月26日までで、工期の延長はございません。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上御可決くださいますようお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 お諮りいたします。日程第11について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。
次に、日程第12、議案第37号、江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。
本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第37号、江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則。
上記の議案を提出する。
令和2年5月29日、提出者、江東区教育委員会。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

伊藤指導室長 江東区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について説明をいたします。資料11を御覧ください。
変更点は、夏季休業期間についてです。新型コロナウイルス感染症対策として江東区立学校の臨時休業を実施した影響を鑑み、夏季休業期間について令和2年度に限り変更を行います。
小学校、中学校及び義務教育学校においては、江東区立学校の管理運営に関する規則第3条の2に、「令和2年度に限り、施行令第29条の規定に基づく休業日のうち夏季休業日は、8月8日から8月24日までとする」の項1項を加えます。
幼稚園においては、同様に第22条に、「令和2年度に限り、施行令第29条の規定に基づく休業日のうち夏季休業日は、8月1日から8月28日までとする」の項1項を加えます。
説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 お諮りいたします。日程第12について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

それでは、これより報告事項に入ります。

報告事項1、新型コロナウイルス感染症の対応についてを事務局より説明願います。

武越事務局次長 私から、新型コロナウイルス感染症の対応について御報告をいたします。資料12を御覧ください。

区立学校園の再開につきましては、去る5月28日に開催されました教育委員会臨時会におきまして、再開にむけての方針として、江東区立学校感染症予防ガイドラインについて御協議いただき、御承認いただいたところでございます。このガイドラインの本委員会の決定及びその後の江東区新型コロナウイルス対策本部会議を経まして、5月22日付にて学校再開について各学校（園）長宛て通知したのが、この資料の1、2ページとなります。内容は前回の臨時会で御協議、決定いただいたガイドラインに沿ったものとなっております。

まず1ページの1、学校再開につきましては、全小・中・義務教育学校、幼稚園において、6月1日より12日まで分散登校を行うこと、2の夏季休業日は記載のとおり短縮すること。

2ページをお開きいただきまして、3の教育活動についてはガイドラインを参考に実施することとしております。

なお、4の学校給食については、6月12日までは実施せず、後に通知するとしております。

5の児童の居場所の確保ということで、きつずクラブにつきましては、当面分散登校を実施する趣旨を踏まえまして、引き続き休止といたしますが、これまでと同様、医療従事者等で自宅での育成が困難な家庭の児童は受け入れることとしております。

6のその他では、(2)で分散登校中の学校施設の開放や部活動は中止としております。

なお、6の(1)に記載のとおり、本内容は全保護者に対しまして、同日速やかに学校長、園長から通知をするとともに、ホームページにて掲載しております。

本日は別紙として、江東区立学校感染症予防ガイドラインを配付させていただきました。これは先日の教育委員会にて御協議、御承認いただきましたガイドラインの骨格はそのままに、国、都のガイドラインの通知等を踏まえ加筆したものとなっております。主には感染予防策や保健衛生面での記述をより具体的に示しておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

なお、この資料の8ページに、先ほど御説明いたしました6月12日までの分散登校のほかに、6月15日以降の方向性について記載しておりますが、あくまでも予定として記載したものでございます。15日以降の登校の仕方や、特に給食につきましては、感染リスクを極力防ぐた

め、配膳を伴わない、または少なくとも済む簡素なものからのスタートとすることを視野に、感染状況や他区、他地域での状況等を踏まえて検討し、来週にでも具体的にお示ししていきたいと考えているところがございます。

資料12にお戻りいただきまして、3ページを御覧いただければと思います。江東区の対策方針についてですけれども、東京都の段階的緩和措置を踏まえまして、イベントの自粛解除、保育園の再開、休業している施設の再開、区民への啓発をすることが決定されております。

4ページの方針の6、職員の在宅勤務について、ここでは必要最小限の在宅勤務をとの記載がございますけれども、5月25日に緊急事態宣言が正式に解除されたこと、東京都からの緩和のロードマップが示されたこと、こうしたことを鑑みまして、この方針策定後の5月26日より、職員の在宅勤務制度は廃止としてございます。

最後に口頭での御報告となりますけれども、この方針が出された後に、学校以外の公共施設につきましては、区として具体的な開館日、開始日等を決定し、発信しております。このうち図書館につきましては、5月26日より予約図書の受付け、貸出し、返却のみでスタートさせており、次のステップで書架への立入りやスペースを限ったの閲覧、こうしたものを可能とするということでございます。

報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。

6月1日から学校再開ということで、先生方にもいろいろ御理解いただきながら進めてきているところでもありますけれども、このガイドライン、それから様々なことを書かせていただいておりますとおり、小学校については入学式が実施できましたが、中学校と幼稚園についてはできておりませんので、中学校、そして幼稚園については、準じるようなものを、校長、園長から子どもたちに話をするような形でやっていこうと話が進んでいるところでもあります。御理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2、江東区私債権の管理に関する条例に基づき放棄した債権の報告についてを説明願います。

池田庶務課長 それでは私から、資料13に基づいて御説明いたします。

まず、1番の債権放棄についてです。平成27年4月1日施行の私債権の管理に関する条例、第13条1項3号の規定を適用し、消滅時効が完成した債権について放棄するとの御説明でございます。

今の債権放棄額等についてです。委託している弁護士事務所から、消

減時効10年が経過するなど、放棄することが妥当であるとの報告を受けた案件として、放棄した債権は3件で、合計24万5,000円、そして放棄することを意思決定した日は令和2年3月31日でございます。

簡単ではございますが、私の説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3、第2期教育推進プラン・江東の策定についてを説明願います。

池田庶務課長 それでは私から、第2期教育推進プラン・江東の策定について、資料14に基づきまして御説明いたします。

初めに、1番の経緯ですが、教育推進プラン・江東は、平成21年3月に策定された江東区基本構想及び江東区長期計画を上位計画とする教育部門の分野別計画であるとともに、教育基本法第17条2項に規定する区の教育振興基本計画として、平成23年3月に策定いたしました。

その後、平成27年度に後期の5か年計画として改定いたしましたが、この後期計画が令和2年度末で計画期間が満了するため、新たなプランを策定するものでございます。

次に、策定スケジュールの概要です。まず令和2年6月に第2期教育推進プラン・江東計画策定委員会を設置し、開催いたします。当初は5月に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を受け、1か月延期いたしました。

この委員会ではまず、新プランの方向性などを検討した後、6月下旬より教育に関する意識調査を実施し、その調査結果を踏まえ、新プランの素案を作成いたします。この素案は9月から10月の教育委員会、文教委員会で御報告後、10月より区報やホームページによるパブリックコメントで区民の声を取り入れ、令和3年2月、3月の委員会で最終案として報告いたします。

次に、教育に関する意識調査についてです。この調査は新たなプランを作成する上での検討資料とするため、児童・生徒の保護者と区民それぞれ2,000名を対象として、学校教育に対する基本的な意識・実態等の調査を行うもので、8月頃までに集約する予定です。

最後にその他でございます。まず策定委員につきましては、別紙2ページ目を御覧ください。学識経験者のほかに、地域の方や公募区民、学校関係者など、合計15名で構成しております。

恐れ入りますが、1ページ目にお戻りください。最後に委託事業者につきましては、株式会社ぎょうせいと契約し、意識調査の集計をはじめ、策定に関する全般的なコンサルティングを委託する予定であります。

私からの説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

これからの教育の先を見据えた推進プランの策定になりますので、先生方の御意見をたくさん頂きながら作業を進めてまいります。今回のコロナのことがあり、教育としてはいろいろなことを改めて見詰め直す機会となりましたけれども、そういったことも踏まえて、学びを止めないということを大事にしながら策定ができればと考えております。区民の方々、それから様々な方から御意見を頂きながら策定を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4、改築・大規模改修工事期間中の学校等移転先についてを説明願います。

半田学校施設課長 それでは、資料15を御覧ください。

まず、1番目の第二大島小学校についてですが、令和4年度に改築工事を予定しております。令和4年7月から令和6年6月の末にかけて工事を行う予定です。学校移転期間は、令和4年7月の夏休みに移転し、令和6年7月の夏休みに戻ります。移転先としては、旧大島南小学校跡地の大島仮校舎で、徒歩による通学を予定しております。

次に、2番目の深川第二中学校ですが、令和4年度に大規模改築工事を予定しております。令和4年7月から令和5年6月の末にかけて工事を行います。学校移転期間は、令和4年7月の夏休みに移転し、令和5年7月の夏休みに戻る予定です。移転先としては、旧南砂西小学校跡地の南砂仮校舎で、スクールバスによる通学を予定しております。

次に、3番目のひばり幼稚園ですが、令和4年度に大規模改築工事を予定しております。令和4年7月から令和5年2月の末にかけて工事を行います。幼稚園の移転期間は、令和4年7月の夏休みに移転し、令和5年の3月に戻る予定です。移転先としては、旧南砂西小学校跡地の南砂仮校舎で、スクールバスによる通園を予定しております。

なお、南砂仮校舎においては、深川第二中学校と校舎を共同で使用する事となり、学校と幼稚園、学校施設課も含め、三者で連携しながら移転計画を進めているところです。

次に、4番目の明治小学校についてですが、令和5年度に大規模改築工事を予定しております。令和5年7月から令和6年6月の末にかけて工事を行います。学校移転期間は、令和5年7月の夏休みに移転し、令和6年7月の夏休みに戻る予定です。移転先としては、旧南砂西小学校跡地の南砂仮校舎で、スクールバスによる通学を予定しております。

私からの説明は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。

今説明がありましたけれども、深川第二中学校、ひばり幼稚園がこの機に近くに来るということで、スクールバスによる通学、通園ということでは大変なところもありますけれども、うまく連携を図ることで、それぞれの教育の効果を上げていくこともできるかなとは思っております。安全・安心を含めてですけど、教育の中身の充実を図れたらいいかなと思っているところでもあります。それではよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5、新型コロナウイルス感染症に伴う工事への影響について説明を願います。

半田学校施設課長 それでは、資料16を御覧ください。

新型コロナウイルス感染拡大による学校休校により、夏休みが17日間に縮小されることとなりました。例年の夏休み期間は授業がないため集中的に工事を行っておりまして、既存の鉄筋コンクリート躯体のはつり作業といった、とりわけ騒音、振動が大きい作業工程や、一定期間工事箇所へ立入りが不可能となる作業を中心に、夏休みの期間に充ててまいりました。今年度の夏休み縮小に伴いまして、こうした工事については授業に支障が生じるため、次年度への見送り等、実施時期の見直しを行いますので報告いたします。

まず、資料の中段、1の主要事業、表の番号1、校舎等の増設ですが、扇橋小学校増築計画及び平久小学校増築計画に関する工事であります。扇橋小、平久小につきましては、第1期工事として令和元年度に増築工事が竣工しております。第2期工事は令和2年度、今年度に既存校舎内部改修工事として、給食室全面改修、職員室改修等を予定しておりました。特に給食室全面改修は、4週間程度の期間、騒音、振動が大きい作業工程を伴うため、丸1年先送りし、令和3年度に計画を変更いたします。

このことによる影響額は2億1,400万円です。変更後の工事期間は令和3年6月から11月で、工事に伴う給食の休止期間は令和3年度の夏休み明けから11月の末を予定しております。

次に、表の番号2、校舎等の改修の上段、深川小に関する工事であります。今年度、深川小はエレベーターを設置する改修工事を予定しておりました。エレベーターは既存校舎内の床に穴を空けて設置する計画ですが、3週間程度の期間、騒音、振動が大きい作業工程を伴うため、丸1年先送りし、令和3年度に計画を変更いたします。このことによる影響額は6,300万円です。

次に、同じく校舎等の改修の下段、屋内運動場に関する工事でありま

す。屋内運動場の照明は、従来の水銀ランプに代わり、LED照明を採用することとして、順次更新を行っているところでありまして、現在工事中の深川四中と既にLED化を完了している小中学校等を合わせますと、32か所LED化が終わっているという状況です。

LED化されていない屋内運動場は40か所ですが、今年度から防災課所管の主要事業、拠点避難所の電源整備が実施されることに併せ、外部電源でも点灯可能なLED照明化工事を計画していたところですが、この工事は1か月程度の期間、屋内運動場内部に足場を組むため、工事以外には立ち入ることができなくなるということから、夏休みの縮小の影響が大きい今年度は工事を取りやめ、令和3年度からの実施に先送りすることといたしました。当初は令和2年度から4年度までの計画でしたが、これを見直しまして、令和3年度から5年度に変更いたします。このことによる影響額は1億4,900万円でございます。

次に、資料下段の2の経常経費、表の番号1、小学校・中学校校舎維持管理事業であります。この事業は、施設の状況を踏まえ、必要な改修工事を実施することでございますけれども、今年度予定していました給食室全面改修工事（1校）、便所改修工事（4校）、普通教室の天井改修工事（1校）を中止いたします。

給食室教室改修は4週間程度、便所改修は3週間程度の期間、騒音、振動が大きい作業工程を伴うこと、天井改修工事は4週間程度教室に立ち入れなくなるといったことによりまして、学校の授業に支障を生じることが主な要因でございます。中止する工事の事業費を合わせますと3億9,680万円ですが、各所と相談の上、授業への影響が大きい工事については来年度以降に実施してまいります。

説明は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本多教育長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項6、令和元年度学校給食における放射性物質検査結果についてを説明願います。

大町学務課長 それでは、恐れ入ります、資料17を御覧ください。

令和元年度学校給食における放射性物質検査のうち、初めに1の学校給食用食材につきましては平成24年7月から実施しているものですが、検査開始以来基準値を上回る放射性物質の検出がなかったことから、国のガイドライン等も踏まえ、令和元年度より品目や回数について一定の見直しを行ったところですが、

（1）検査対象は、野菜・芋類、そして果物に限定し、献立から3品目を抽出して個別に検査を行っております。

(2) の検査回数ですが、毎月2校を選定いたしまして、結果8月と臨時休業となった3月を除く、年間で20回の実績となりました。

(3)、(4) ですが、検査方法は江東区保健所の測定器によるスクリーニング検査です。食材は各学校で使用する前日に納品されまして、同日午後3時頃に結果が判明いたします。基準値未満であればそのまま給食に使用し、基準値を超えた場合は使用を中止いたしまして、確定検査を行うこととしております。

(6) に検査結果を記載しておりますが、60検体、36種の食材を検査し、全て基準値未満でございました。

なお、毎月2校を選定いたしますが、学校間で献立や納入業者が重複する場合もあるため、検査をした食材と同じ産地、また同じ収穫時期のものが複数の学校に納品されております。その結果といたしまして、令和元年度は20回の検査により、1校当たり平均で8.2品目が該当する結果となりました。

続きまして、2の学校給食用牛乳でございます。こちらは令和元年度より、都内に給食用の牛乳を納めているメーカー6社で構成いたします、東京学乳協議会で行われている検査結果を確認する方法に変更いたしました。(1) のとおり、年5回の検査で、(5) 検査結果のとおり、全て下限値未満でございました。

また、平成30年度まで実施しておりました学校農作物検査につきましては、これまで区内土壌検査で検出されていないこと及び、農作物からも検出されていないため、令和元年度より実施をしないことといたしました。

本件についての御報告は以上となります。

本多教育長 本件について質疑願います。

眞貝委員 放射能の検査結果のことではないんですけども、この給食の食材について、コロナで今学校給食がありませんが、ほかの自治体を見ますといろいろな方法で市民に還元したりとかってありますけど、江東区としてはそういう取組はあるんでしょうか。

大町学務課長 臨時休業が決まったときに、直ちに食材のキャンセルを行いました。その結果、どうしても廃棄になった一部のもの、それはもうかなり賞味期限が迫っているものということでしたので、廃棄せざるを得ないものもございましたけれども、大抵のものにつきましては学校へ納品することなく、キャンセルできたという状況でございます。

他の自治体等では、給食センター方式を取っているようなところにつきましては在庫を多く抱え、それを市民に還元という事例もございますけれども、本区のような自校調理方式の学校におきましては、食材が学

校にあって、それを提供するというようなことは、他区も含め、あまり事例としてはないところでございます。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

眞貝委員 はい。

本多教育長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項7、江東区地域学校協働本部事業についてを説明願います。

河野地域教育課長 資料18を御覧いただきます。本事業につきましては既に御案内のとおりでございますけれども、学校支援地域本部がこの4月より全校におきまして地域学校協働本部に移行しましたことから、重複とはなりませんけれども、改めて事業の概要について御報告をさせていただくものです。

まず1の「地域学校協働本部とは」及び2の「活動・目的」でございますけれども、これまでの学校支援地域本部をはじめ、地域住民や保護者の方々等により、様々な学校支援の取組がなされてきたわけでございますけれども、これらをベースとしまして、「協働」というキーワードの下に、各団体等の緩やかなネットワーク、いわゆる互いのつながり「連携」を形づくることで、「こどもの健やかな成長を支える」という共通の目的のために皆で協力し、時に補い合いながら、学校も含めた地域全体で連携・協働して様々な活動を進めていく、この体制を地域学校協働本部とするものでございます。

次に、3の主任コーディネーター以降の説明につきましては、別紙、A3判でございますけれども、事業の全体説明の中で順次御説明させていただきます。それでは別紙、A3判のほうを御覧ください。

冒頭のただいま御説明いたしました内容に続きまして、その下に学校支援地域本部から地域学校協働本部へ移行したことを矢印で示してございます。その下に、「これまで」と「これから」という形で表形式で記載してございます。団体ごとにその活動や課題解決の取り組みなどを、今後は助け合い、みんなで課題を解決することで、得られる達成感を共有するということがございまして、より質の高い活動へつなげられればと考えてございます。

その下には地域学校協働本部全体のイメージ図を載せてございます。図の中のC、青の四角で表示をしてございますけれども、従前からの学校支援地域本部をはじめとする各活動団体であり、また現状、団体ごとに熱意を持って活動されておりますけれども、団体相互の連携はなかったり、あるいは希薄であったりという場合が多く、支えるべき学校に対

しまして各団体が個別に連絡調整を行うなど、効率性や連携による効果なども得られていなかったことが考えられます。こうしたことから各団体に地域学校協働活動推進員として「コーディネーター」を設置し、団体や個人をつなぎ、まとめる調整役として確立するというものでございます。

図の中のAとして記載がございますのは主任コーディネーターで、こちらは各団体の窓口として設置したコーディネーターの中から1名を選任するもので、この地域学校協働本部運営のリーダー役として、学校との連絡調整を行う、その役割をしっかりと担っていくということで、ある意味こちらがキーパーソンと考えてございます。

次に、図の中のBとしてございますのが、オレンジ色の楕円で示してございます「連絡会」でございます。この連絡会は主任コーディネーターと、各コーディネーターにより構成されてございまして、各団体の情報を全体で共有する、あるいは抱える課題に対する解決への糸口を見いだすための意見交換など、先ほど御説明いたしました「地域学校協働本部」の連携・協働を具現化するためのツールの一つとなるものと考えてございます。

資料の右には、ただいま御説明いたしました主任コーディネーター、連絡会、コーディネーター、それぞれの役割や業務等の説明を記載してございます。

この別紙の右下になりますけれども、「今後に向けて」として、将来的に目指すべき姿として描いてございます。各団体ごとの活動とともに、団体間で助け合う連携等によりまして、地域の結びつきがより強固となり、さらには主任コーディネーターによる窓口一本化により、目標を共有しながら協働活動を実施・展開していくことで、学校を中心に1つのチームになる、これが一つの理想の形と考えてございます。

現状は、地域差もございまして、またコーディネーター、あるいは主任コーディネーターの成熟度といったものもございまして、移行当初の今年度より、すぐに有機的なつながりを構築しての活発な活動を展開することは大変難しいのかなと思われましても、まずは取組をスタートさせるに当たり、しっかりと地域の声も聞きながら、拙速に事を進めることなく、丁寧に対応してまいりたいと考えてございます。

説明は以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

非常に分かりやすい資料だったかなと思いますけれども、現在の学校支援地域本部が地域学校協働本部となることで、負担感が減るという形で、今後さらにうまく地域の方々、そして学校が機能できるような取組を考えていくところであります。

橋本委員 今、課長が御説明いただいたとおり、私は一緒になってこれをまとめ上げて、いろんな方の御意見を聞きながら取り組んでいます。今どういう状況でこれを進めているかといいますと、今できている学校とできていない学校とそれぞれ、あとはどういうふうにしたらいいのかなと思っているところといっぱいありまして、できれば城東地域で1校、それから深川で1校、その他で1校、四、五人の主任コーディネーター候補になれそうな方、また御意見を持っていらっしゃる方をお集めして、1回すり合わせをする準備をしております。

もう一回、より分かりやすく、四、五人で会議をして、皆さんの疑問とか、どうしたらいいのとか、あとはどうしてこれをやらなきゃいけない、いいの悪いのも含めて、また2か月ぐらいのスパンでやっていこうかなと思っています。こうしたほうがいいのか、こうしてくれば分かりやすいとか、何かあったらまた教えていただければと思っています。

以上です。

本多教育長 ほかにいかがでしょうか。

鈴木委員 それぞれの学校でこれをやっていくんだろうと思うんですけど、幼稚園、小学校、中学校の連携みたいなどころまで考えているやり方なのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

河野地域教育課長 今、委員が御指摘の点につきましては、それなりに先ほど目指すべき姿ということで、資料、A3の右下に書いてございますけれども、それは、ある意味での理想の形ということで、そのような形で、中学校、小学校、そして幼稚園も含めて、学校を中心として地域全体でこどものためにという目標に向かって進んでいければということです。まだ今は個の部分が非常に多いのかなと。それをいかにして有機的につないでいって、地域全体で支えていくか。そのようなときには今委員が御指摘のとおり、幼稚園も含めた形でこのような組織が成り立っていればなと考えております。

以上です。

本多教育長 よろしいでしょうか。小学校、中学校は同じ地域ですと、地域の方が重なる部分もあったりするかもしれません。そういったところうまく連携を図っていただければと思います。よろしいでしょうか。

鈴木委員 はい。

本多教育長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項8、江東きっずクラブの指定管理者の選定について説明願います。

河野地域教育課長 資料19をお願いいたします。江東きっずクラブを併設する平野児童館及び東雲児童館につきましては、指定管理者制度による運営をしてきているところでございますけれども、令和2年度末をもちまして現在の指定期間が満了になることをもちまして、今回再選定を行うということになってございます。

今回対象となる施設でございますけれども、1に記載のとおり、江東きっずクラブ平野児童館及び江東きっずクラブ東雲児童館、この2つの施設でございます。

2の指定期間でございますけれども、令和3年4月1日からの5年間となるものでございます。

3の選定方法でございますけれども、いずれも公募による選定としてございまして、既に5月21日から開始となっております。

4の今後の日程でございますけれども、8月には指定管理者候補者の決定をし、第3回区議会定例会に議案として提出する予定としてございます。令和3年3月には協定書を締結し、翌4月からの運営開始となる予定でございます。

江東きっずクラブ平野児童館についてでございますけれども、事業者は建物全体の指定管理業務を受託するということとなりますので、深川老人福祉センターの指定管理業務受託に当たりまして、児童館運営業務及びきっずクラブの運営業務を含んだ業務委託仕様書となっております。こちらは所管は福祉部福祉課となっております。

また、江東きっずクラブ東雲児童館につきましては、東雲児童館の指定管理業務の受託におきまして、その中にきっずクラブ運営業務を含む形で業者は受託するということとなります。所管につきましては子ども未来部子ども家庭支援課となります。

説明は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 では、以上で報告を終了いたします。

次に、報告事項9、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果については、案件の性質上、また、報告事項10、学校施設の収容対策について、協議事項1、江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表について、協議事項2、通学区域の新設についての3件は、区議会及び関係諸機関との審議状況との関係があるため、秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 ただいま、全員一致の賛成がありましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、報告事項9、報告事項10、協議事項1及び協議事項2は秘密会といたします。

それでは、報告事項9、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果についてを事務局より説明願います。

伊藤指導室長 それでは、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果について御報告いたします。資料20を御覧ください。いじめ防止対策推進法に基づく令和元年度の重大事態について、4件御報告をいたします。

まず、重大事態について御説明いたします。いじめ防止対策推進法の第28条において、次に掲げる事態を重大事態としております。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められているとき。なお、相当の期間とは、不登校の定義を踏まえて、年間30日の欠席を目安としております。

それでは、事案アより説明いたします。

被害児童は当時小学校6年生でした。いじめの様態は、嫌だと感じることを言われるです。調査期間は令和元年12月から令和2年3月まで、調査の方法は、学級児童へのアンケート、同じ委員会活動及び同じ学級の係活動に所属するクラスの児童からの聞き取りです。

事案の概要と教育委員会の見解です。被害児童の保護者より、被害児童が同学級の児童から、嫌だと感じることを言われたと訴えがありました。訴えを受けた担任及び副校長は、同学級児童及び同委員会活動に所属する6年生児童から聞き取りを行いました。いじめ行為を認定するに至りませんでした。また、同学級児童のうち、被害児童と同じ係活動に所属する児童に聞き取りを行いました。いじめ行為を認知することはできませんでした。

学校は、被害児童の保護者にその旨を伝えるとともに、複数回にわたり話し合いを行いました。納得を得られず、被害児童は学校を欠席するようになってしまいました。卒業後は区立中学校に進学しております。

今後も当該小学校及び進学先中学校と教育委員会が連携し、いじめ防止に努めてまいります。

続いて、事案イについて御説明いたします。

被害児童は当時小学校6年生でした。いじめの様態は、悪口、たたかれたり、蹴られたりするです。調査期間は令和元年10月から令和2年3月まで、調査の方法は、学級児童へのアンケート、学級児童への聞き取り、加害児童への聞き取りです。

事案の概要と教育委員会の見解についてです。被害児童の保護者から、被害児童が同学級の加害児童から、宿泊学習中に悪口を言われたり、たたかれたりしたとの訴えがありました。訴えを受けた担任は、加害児童から聞き取りをするなどして、事実関係の把握に努めるとともに、いじめの行為を踏まえ加害児童への指導を行い、被害・加害双方の保護者に指導内容を伝えました。

本件発生後、被害児童の欠席は続き、ブリッジスクールに入室いたしました。ブリッジスクールでは友人関係を築き、中学校進学への意欲を高め、現在区立中学校に進学をしております。

今後も当該小学校及び進学先中学校と教育委員会が連携し、いじめの再発防止に努めてまいります。

続いて、事案ウについて御説明いたします。

被害生徒は当時中学校2年生でした。いじめの様態は、嫌なことを言われたり、嫌なことをされたりするでした。調査期間は令和元年6月から令和元年11月までで、調査の方法は、学年生徒へのアンケート、アンケートに名前が記載された生徒への聞き取りです。

次に、事案の概要と教育委員会の見解について報告をいたします。被害生徒の保護者から、被害生徒が加害生徒から嫌なことを言われたり、嫌なことをされたりしたとの訴えがありました。担任は学校で加害生徒の保護者同席の下、加害生徒に指導をしております。後日、いじめ行為について加害生徒とその保護者は、被害生徒とその保護者に謝罪を行っております。

担任は、電話連絡や被害生徒宅を複数回訪問するなどして、被害生徒の状況把握や登校を促すことに努めましたが、登校再開に至らず、ブリッジスクールに登室しています。加害生徒は本件発生後、担任等や保護者の働きかけにより、少しずつ行動変容が見られております。担任等による指導を継続するとともに、スクールソーシャルワーカーが家庭を訪問して面談を行い、支援の方法等について助言し、関係機関ともつなげるなどしております。

今後も当該中学校と教育委員会が連携し、いじめの再発防止に努めてまいります。

続いて、事案エについて御説明いたします。

被害生徒は当時中学校1年生でした。いじめの様態は、冷やかしかからかい、嫌なことを言われるです。調査期間は令和元年10月から令和2年3月までで、調査の方法は、保護者、本人の聞き取り及び相談、指導主事との情報共有です。

次に、事案の概要と教育委員会の見解について報告いたします。担任は6月中旬頃から欠席が多くなった被害生徒を気にかけて、話を聞いたところ、陰口を言われている気がするということを聞き取りました。クラスの関係生徒の聞き取りでは事実は認められず、今後に向けた指導を担

任から行いました。

7月の三者面談で、被害生徒保護者からブリッジスクールへの入級を希望する旨の話があり、9月の校長との入級面談の際に、入級理由として、部活動での人間関係が原因との記載がありました。その後、ブリッジスクールに入級し、その後も休まず通っており、心理士や担当職員が心のケアを行いながら指導に当たっております。

今後も当該中学校と教育委員会が連携し、いじめの再発防止に努めてまいります。

報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

鈴 木 委 員 今いろいろそれぞれの事案があって、ケース・バイ・ケースでみんな違うんでないかなと思っていますけど、ちょっと1つお聞きしたいのは、学校のほうで結構アンケートを取られたり、いろんな形で担任の先生が非常に注意深く、このいじめの問題に対応されていると思うんですが、たまたまなのか分からないけれども、この事案は、保護者から被害生徒からということが出ていて、担任の先生のほうで気づいて発覚したということではなかったようです。けれども、その辺の実態はどうか、1つお聞きしたいです。

伊 藤 指 導 室 長 担任が気づいてあげる、それができれば本当に一番いいと思っております。ご報告させていただいた事案は保護者からの訴えがきっかけでありますけれども、日頃から担任は子どもたちの様子の変化についてアンテナをめぐらして、心のケアに努めております。ですので、当然多くの事案については、担任がしっかりと子どもの様子を感じ取って対処しているものであると、教育委員会では認識をしております。

鈴 木 委 員 ありがとうございます。この案件は、最近社会的な事件にもなりましたSNSでのいじめというのが出てきて、事件も起きましたが、特に中学校、学校とかでは、その辺の実態は把握されていらっしゃるのかお聞きしたいです。

伊 藤 指 導 室 長 江東区ではいじめについての調査を行っております。このいじめの中にはSNSに関するものも含まれていると、教育委員会では認識しております。SNSの使い方については、都から配布されている資料等を活用しながら、子どもたちと一緒に学校でのルールづくりや家庭でのルールづくり等、これまでも取組を進めてきているところです。

また、セーフティ教室等を開き、LINE等の専門の企業に来ていただきながら、子どもたちが自分のこととして考え、問題解決していく力

を育成することについて、取り組んでいるところです。

以上です。

本多教育長 よろしいでしょうか。実際SNSでのトラブルというのは増えているところと、それから低年齢化というところがあります。今回、3か月の長きにわたり休業があったということで、学校も非常にそのところは心配をされていて、教育委員会もそうですけれども、なかなか見えないところで何か行われているというのもありますので、そういったところはSNSを使った教育相談を行ったりとかもやっております。先ほど室長からも報告がありましたけれども、今後学校がつくっているSNSの学校ルールとかいったものについても、しっかりとしていかなければいけないと思っています。

今報告の中に、スクールソーシャルワーカーも出ていましたけれども、今後学校復帰に向けて、逆に言うと学校は今ずっと子どもたちは来なかったの、やり取りがなかなかできなかったところがありますけど、スクールソーシャルワーカーは何か、その後関わりはいかがですか。

堀越教育支援課長 スクールソーシャルワーカーについては、今の本案の件は、例えば3番目の事例のような形で、学校と関わってきてだんだんこじれてきて、学校に保護者が背を向け始めたところ、扉が閉まりかけのところで、ようやく出番として出ていっているところがございます。今回臨時休業期間中のスクールソーシャルワーカーと関わっているお子さんについては、ソーシャルワーカー側が自宅あるいは教育センターからアプローチ、電話をかけたり、あとは、できるところはS k y p e等の顔が見えるテレビ会議等を使って、継続的に関わりを持っているところであります。

したがって、いじめの重大事態イコールソーシャルワーカーということではなく、学校に対して背を向けて、関わりが厳しい状態のタイミングで確実に入ってくるというスタンスで派遣しているところです。継続的に今後も進めてまいります。

以上でございます。

本多教育長 ありがとうございます。今回の重大事態は、(2)で、不登校の定義の30日以上欠席というところでの重大事態ではあります。学校に来られないことについては、教育委員会としては重く受け止めなければいけないと思っておりますし、今御報告がありましたように、継続的に関係機関、それから指導主事やスクールソーシャルワーカーも関わっているところもありますので、学校に対しても継続的にしっかりと関わって進めていきたいと思っております。

本件についてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 それでは、本件についての報告を終了いたします。

続きまして、報告事項10、学校施設の収容対策について、協議事項1、江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表については互いに関連する案件ですので、一括して説明を受けた後、審議いたしたいと存じます。

本件について事務局より説明願います。

池 田 庶 務 課 長 それでは私からは、報告事項10及び協議事項1について、一括して御説明いたします。まず報告事項10の内容は、協議事項1の資料の内容を集約したものでございます。最初に具体的内容を記載した協議事項である資料22のうち、収容対策に関する内容について御説明します。

では、恐れ入ります、改めまして、資料22を御覧ください。まずこの件名にございます条例でございますが、一定規模のマンション、つまり3階建て以上かつ専有面積が40平米以上、これらのマンションを建設する場合、事業者は土地の取引を行う前に、区長にその内容を届けなければならないというものでございます。

この条例の10条では、これを受けた形でマンション建設と公共施設の整備の状況との調整を図るため、区長は公共公益施設の状況を公表すると規定しております。

このうち教育委員会が公表する施設は、小学校、中学校及び義務教育学校並びにきつずクラブが該当いたしますので、私からはこのうち小中学校及び義務教育学校の状況を御説明いたします。

まず、この1ページ目の小学校の状況でございますが、この1ページ目は用語の説明でございますので、次のページ、2ページ目の中で併せて御説明いたします。

2ページ目を恐れ入りますが御覧ください。この表は令和2年5月1日現在の45小学校の児童数及びクラス数と教室の受入状況を記載しております。表の左から3列目は各学校の児童数、その右隣の列はクラス数を表しております。そしてその右隣の列は最大使用教室数を推計したものでございまして、これは令和2年度から8年度までの児童推計を行った結果、学校ごとに必要と見込む最大の教室数を表しております。

その教室数に対して、その右隣の列には利用可能教室数を示しております。この数値は各学校で受入可能なクラス数の目安で、例えば多目的教室などを普通教室に転用することを前提としております。この数値を上回る場合は、今後収容について検討する必要があると読み取ることができます。

そのような学校につきましては、その右隣の列、受入の状況の欄に黒丸もしくはアスタリスクを記載しております。この黒丸が記載されている数矢小、東川小、豊洲西小、第二亀戸小の4校は既に収容対策が決定されており、令和3年度または4年度に増築され、供用が開始されます。

次にアスタリスクの学校です。この学校は今後の児童数の推移を注視しつつ、必要に応じて教室の改修など対応策を検討してまいります。

なお、18番の東雲小学校は、最大使用教室数の推計が28に対して利用可能教室数が33と、数値上では教室不足であるという方向性は示しておりませんが、この地域はマンション開発用地もあり、今後も児童の急激な増加が懸念されることから、一昨年度から収容対策校とみなしているところでございます。

次に、3ページ目を御覧ください。こちらは中学校です。このページも用語の説明でございますので、小学校と同様に4ページ目を御覧ください。

中学校につきましても同様に、本年5月1日現在の生徒数、クラス数を学校別にまとめ、今後の生徒推計に基づく最大使用教室数と利用可能教室数を記載しております。受入状況として、今後も対策が必要とされるアスタリスクの学校は、深川四中、深川五中、砂町中学校を現時点では想定しております。

次に5ページ目を御覧ください。こちらは義務教育学校の状況です。

同様に6ページ目の数値を御覧ください。上段の前期課程では、今年度25クラス編成で、利用可能教室を既に上回り、教室不足と数値上はなっております。有明西学園では下段の表のとおり、前期と後期を合わせると、利用可能教室数は48教室があります。そのため現時点におきましては後期の教室数に余裕があるため、当面は施設一体型のメリットを生かして児童を収容してまいります。

本件の資料は以上でございます。

続きまして、本件資料に基づいて作成した報告事項10、学校施設の収容対策について御説明します。資料21にお戻りください。今御説明した全小中学校、義務教育学校における収容状況の表のうち、収容対策が必要となると御説明した学校のみを抜粋し、表にしたもので、1ページ目が小学校、2ページ目が中学校と義務教育学校を記載したものでございます。後ほど御確認いただきたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

河野地域教育課長

私からは、江東きっずクラブの状況につきまして御説明をさせていただきます。資料22の7ページをお開き願います。江東きっずクラブの5月1日における登録状況についての御報告になります。

まず、全学年児童を対象とし、入会要件を設けていないA登録の状況、こちらは小学校及び義務教育学校全46校での実施となっておりますけれども、表の最下段に記載のとおり、合計で5,522名となっております。昨年同時期の登録者数につきましては9,145名であり、対前年度比3,623名の減となっております。

1枚おめくりいただきまして、次にB登録の状況です。こちらにつき

ましては、学童クラブ機能を有するものとして、保護者の就労等が登録の要件となるものでございます。B登録のうち、まずは小学校内に設置しているクラブでございますけれども、専用スペースの確保が困難な4校を除いた42校で実施してございます。実施していない4校につきましては、9ページ、隣のページになりますけれども、近隣の学校外クラブをその受皿として対応を図っているところでございます。5月1日現在の登録状況でございますけれども、表の最下段に記載のとおり、登録数は3,196名で、前年からは239名の増となったものでございます。

続きまして、9ページ、お隣のほうに移っていただきまして、B登録・学校外クラブの状況でございます。5月1日現在の登録数は899名、前年からは47名の増となっております。この下にはただいま御説明いたしました数値の再掲、改めて載せてございますが、B登録全体の合計、つまりは保護者の就労等による留守家庭児童の対策事業としての合計登録者数でございますけれども、5月1日現在では4,095名、前年から286名の増となったものでございます。

今年につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延によりまして学校が臨時休業という異常な状況下にあり、既に御案内のとおり、当該きッズクラブにつきましては感染拡大防止の観点から、3月の利用自粛に始まり、4月に入りまして今日現在に至るまで、原則として利用休止の措置をしてございます。よって登録者数につきましては例年と異なる状況にあるものと思っております。今後学校再開によりまして、その機能が回復に向かうにつれまして、特にA登録でございまして、登録者数も相当数変化していくものと考えてございます。

説明は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。
お諮りいたします。協議事項1について、承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを承認いたします。
続いて、協議事項2、通学区域の新設についてを議題といたします。
本件について事務局より説明願います。

大町学務課長 恐れ入ります、資料23を御覧ください。
今回新設いたします通学区域は、本区と大田区との間で帰属問題が解決いたしました中央防波堤埋立地の本区帰属部分のうち、本年4月1日に本区の町地域が新設されました海の森一丁目から三丁目でございます。
恐れ入ります、裏面を御覧ください。資料の上のほう、AからCまでが今回町区域が新設されました海の森一丁目から三丁目になります。
恐れ入ります、表面のとおり、これらの通学区域といたしまして、学

校までの距離及び通学経路等の諸条件を考慮いたしまして、有明西学園、小学校については前期課程、中学校については後期課程を指定校としたと考えております。

なお、本日の協議の後、6月17日の文教委員会で協議を行いまして、6月26日開催予定の本委員会で、規則改正議案を提出させていただく予定でございます。

通学区域の新設についての説明は、簡単ですが以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

お諮りいたします。協議事項2について、承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

なお、秘密会の会議録につきましては、本来、教育委員会会議規則で非開示とすることになっておりますけれども、区議会の審議終了後、公開することといたしたいと存じます。

それでは、以上をもって令和2年第5回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。